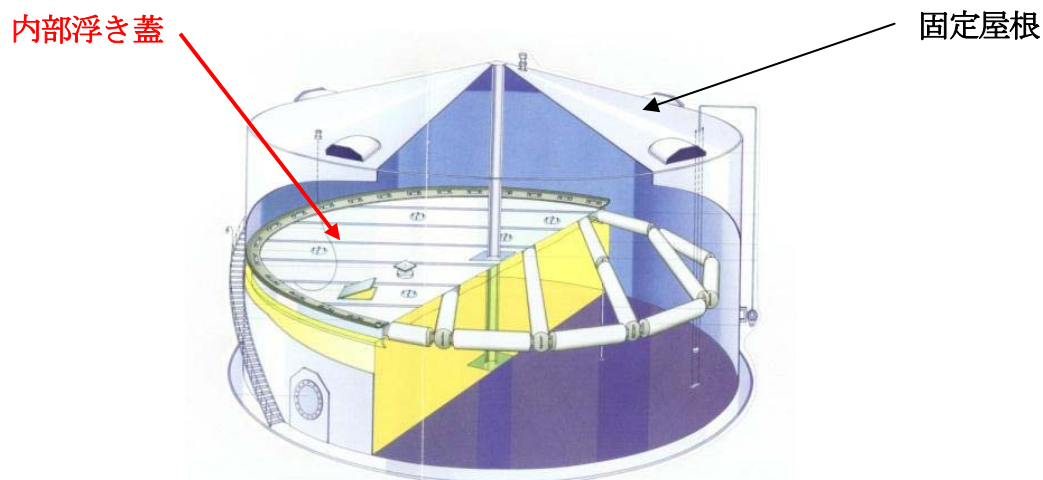


登別市手数料条例の一部が改正されました。 改正の概要は以下のとおりです。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）が、平成23年12月21日に公布され、この改正により、特定屋外タンク貯蔵所のうち、タンク内部に浮き蓋を有する屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が新たに規定されました。

また、この改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部が改正され、当該屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査に、特定屋外タンク貯蔵所についての規定が加わったことにより、登別市手数料条例の一部を改正したものです。

この条例は、平成24年4月1日から施行となります。



内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンク

特定屋外タンク貯蔵所とは、容量1,000KL以上の液体の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクをいいます。

内部浮き蓋付きの屋外貯蔵タンクとは、固定屋根式の屋外貯蔵タンクに揮発性が高いガソリン等の危険物を貯蔵する際、その揮発を抑えるために、タンク内に浮き蓋を設けているタンクをいいます。